

(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響を
受ける範囲であると認められる地域の選定書

平成 22 年 11 月

広島電鉄株式会社

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」(平成11年6月)第13条第3項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、環境影響評価の結果及び実施計画書に対する市民意見や市長意見を踏まえ以下に示す。

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質	<p>[建設機械の稼働] 建設機械の稼働は、計画地内にとどまることから大気汚染物質及び粉じん等の環境影響評価の結果から、事業計画地敷地境界から200mの範囲とした。</p> <p>[資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、施設関連車両の走行] 工事中の工事用車両が主に走行する主要地方道広島湯来線、工事完了後の施設関連車両が走行すると想定される主要地方道広島湯来線、県道伴広島線、都市計画道路石内中央線等を対象とする。</p> <p>そこで、影響範囲は、主要地方道広島湯来線では事業計画地から北側の五月ヶ丘交差点まで、南側は国道2号線との交差点(田方橋詰交差点)まで、県道伴広島線は事業計画地から沼田分かれの交差点まで、都市計画道路石内中央線は石内中央公園付近の三叉交差点までの道路の沿道両側150mの範囲とした。</p>
騒音	<p>[建設機械の稼働] 大気質と同様の範囲とした。</p> <p>[施設関連車両の走行] 大気質と同様の範囲とした。</p>
振動	<p>[建設機械の稼働] 大気質と同様の範囲とした。</p> <p>[施設関連車両の走行] 大気質と同様の範囲とした。</p>
水質(水の濁り)	事業計画地に近接している石内川のうち、調整池放流部から半坂川の合流部(大師橋付近)までの範囲とした。
水象(地下水・湧水、河川流)	地下水・湧水については、事業計画地敷地境界から200mの範囲とした。 河川流については石内川放流点から約700m下流の最小流下能力地点までの範囲とした。
地形・地質	事業計画地内とした。
動物	動物については、移動性を考慮し、事業計画地敷地境界から200mの範囲とした。
植物	植物は、動物と同様に事業計画地敷地境界から200mの範囲とした。
生態系	生態系は、動物・植物と同様の事業計画地敷地境界から200mの範囲とした。

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
景観	<p>景観の影響範囲は計画地を眺望できる範囲とし、事業計画地敷地境界より 500m の範囲を基本とした。また、計画地東側尾根においては西区ハイキングコースが設定されており、そのハイキングコースの一部から事業計画地が眺望できるが、この尾根より東側においては計画地を眺望することができない。このことより事業計画地東側においては西区ハイキングコースの一部で尾根までを環境影響を受ける範囲とした。西側においては窓が山山頂展望台から事業計画地が眺望できるが、事業計画地から約 6km と遠景であることから影響を受ける範囲外とした。</p>
人と自然とのふれあいの活動の場	<p>人と自然とのふれあい活動の場の影響範囲は計画地を眺望できる範囲とし、景観と同様の範囲とした。</p>
廃棄物	<p>工事中に発生する伐採樹木の廃棄物は、事業計画地内で発生するものであり、これらは適正な処理・処分を行う。また、工事の完了後に立地する施設から発生する廃棄物も適正な処理・処分が行われると考えられるため、事業計画地内を影響を受ける範囲とした。</p>
温室効果ガス	<p>工事中は廃棄物と同様に事業計画地内を影響を受ける範囲とした。 工事完了後の施設の供用では事業計画地内を影響を受ける範囲とした。 工事完了後の関連車両の走行については、大気汚染と同様とした。</p>

